

別表八の二

「連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の4（受取配当等）（措置法第68条の103第1項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書の記載の順序は、まず、中段の「総資産価額等の計算」及び下段の「受取配当等の額の明細」の各欄（「15」から「34」まで）を記載し、次に上段の各欄（「1」から「14」まで）を記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「当期に支払う負債利子等の額3」	当期に支払う負債利子のほか、令第21条（負債の利子に準ずるもの）に掲げるものも含め、各連結法人の合計額を記載します。	
「連結法人に支払う負債利子等の額4」	「3」に記載した金額のうち、連結法人が他の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係があるものに限り）に支払う金額の合計額を記載します。	
「総資産の帳簿価額15」 「連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等16」 「期末関連法人株式等の帳簿価額18」	各連結法人の確定決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額（両建勘定、返品債権特別勘定など資産の帳簿価額に含まれないものは控除したところにより）を記載します。	税効果会計を採用している場合に計上される繰延税金資産勘定の金額は、総資産の帳簿価額の合計額に含まれます。
	次の(1)から(4)までに掲げる金額の合計額を記載します。 (1) 固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて積立金として積み立てている金額 (2) 特別償却準備金として積み立てている金額 (3) 土地の再評価に関する法律第3条第1項の規定により再評価が行われた土地に係る同法第7条第2項に規定する再評価差額金が貸借対照表に計上されている場合のその土地に係る再評価差額に相当する金額 (4) 当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に支払う負債の利子の元本である負債の額に相当する金額	税効果会計を採用している場合において、剰余金の処分により圧縮積立金又は特別償却準備金を積み立てているときは、その積立金等に係る税効果相当額も含めて記載します。
	各期末における期末関連法人株式等について、税務計算上の帳簿価額を記載します。 なお、この場合の期末関連法人株式等とは、連結法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のな	(1) 「前期末現在額」には、期末関連法人株式等とこれ以外の株式等の区分が前期と当期とで異

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「総資産価額の計算」の各欄	<p>い社団等を除きます。)の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、当期末の6月前の日の翌日(当該他の内国法人が当該翌日後に設立された法人である場合には、当該他の内国法人の設立の日)から当期末まで引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式等(期末完全子法人株式等を除きます。)をいいます。</p>	<p>なる場合であっても、前期のこの明細書の「期末現在額」の金額をそのまま記載します。</p> <p>(2) 「期末完全子法人株式等」とは、連結法人が他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)との間に当期首(当該他の内国法人が当期の中途において設立された法人である場合にあっては、当該他の内国法人の設立の日)から当期末まで継続して完全支配関係があった場合(当該連結法人が当期の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、当期首から当該完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日から当期末まで継続して当該連結法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があったときを含みます。)の当該他の内国法人の株式等をいいます。</p>
「受取配当等の額の明細」の各欄	<p>「完全子法人株式等」の各欄</p> <p>完全子法人株式等に係る配当等について記載します。</p> <p>この場合の、完全子法人株式等とは、その配当等の額の計算期間の初日から当該計算期間の末日まで継続して当該連結法人とその配当等の額を支払う他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)との間に完全支配関係があった場合(当該連結法人が当該計算期間の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、当該計算期間の初日から当該完全支配関係を有することと</p>	<p>左記の「計算期間」とは、その配当等の額の支払を受ける直前に当該配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額(適格現物分配に係るものを含みます。)の支払に係る基準日の翌日(令第155条の9第2項各号(完全子法人株式等の範囲))に掲げる場合には、当</p>

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「受取配当等」の額の明細」の各欄		<p>なった場合において、当該計算期間の初日から当該完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日から当該計算期間の末日まで継続して当該連結法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があったときを含みます。)の当該他の内国法人の株式等(その支払を受ける配当等の額が法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)に規定する個別益金額を計算する場合に法第24条第1項(配当等の額とみなす金額)の規定により配当等の額とみなされる金額であるときは、当該金額の支払に係る効力が生ずる日の前日において当該連結法人と当該他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等)をいいます。</p>	<p>該各号に定める日)からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日までの期間をいいます。</p>
	「 関連法人株式等 」の各欄	<p>関連法人株式等に係る配当等について記載します。</p> <p>この場合の関連法人株式等とは、連結法人が他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、当該連結法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から当該計算期間の末日まで引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式等(完全子法人株式等を除きます。)をいいます。</p>	<p>左記の「計算期間」とは、その配当等の額の支払を受ける直前に当該配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額(適格現物分配又は適格株式分配に係るものを含みます。)の支払に係る基準日の翌日(令第155条の10第2項各号(「関連法人株式等の範囲」)に掲げる場合には、当該各号に定める日)からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日(その配当等の額が法第24条第1項(同項第2号に掲げる分割型分割、同項第3号に掲げる株式分配又は同項第4号に規定する資本の払戻しに係る部分を除きます。)の規定により配当等の額とみなされる金額である場合には、その支払に係る効力が生ずる日の前日)までの期間をいいます。</p>

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
一 受 取 配 当 等 の 額 の 明 細	「その他株式等」の各欄	「完全子法人株式等」、「関連法人株式等」及び「非支配目的株式等」のいずれにも該当しない株式等に係る配当等について記載します。	「その他株式等」の各欄を記載する前に「完全子法人株式等」、「関連法人株式等」及び「非支配目的株式等」を記載し、これらいずれにも該当しないもののみ「その他株式等」に記載してください。
	「非支配目的株式等」の各欄	非支配目的株式等に係る配当等について記載します。 この場合の非支配目的株式等とは、連結法人が他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数又は総額の5%以下に相当する数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、当該連結法人が法第81条の3第1項に規定する個別益金額を計算する場合に、当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日(その配当等の額が法第24条第1項(同項第2号に掲げる分割型分割、同項第3号に掲げる株式分配又は同項第4号に規定する資本の払戻しに係る部分を除きます。)の規定により配当等の額とみなされる金額である場合には、その支払に係る効力が生ずる日の前日)において有する場合における当該他の内国法人の株式等(完全子法人株式等を除きます。)をいいます。	
	「受取配当等の額19」、「受取配当等の額20」、「受取配当等の額23」、「特例非支配目的株式等に係る配当等の額29」及び「左記以外の株式等に係る配当等の額30」	当期に受ける法第81条の4第1項(措置法第68条の103第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)及び措置法第68条の104(「(保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例)」に規定する配当等の額又は法第24条の規定により配当等の額とみなされる金額)を記載します。	(1) 外国法人又は公益法人等若しくは人格のない社団等から受ける配当等の額及び適格現物分配に係る配当等の額は受取配当等の額から除かれます。 (2) 法第81条の3第1項に規定する個別益金額を計算する場合に、法第24条の規定により、配当等の額とみなされる金額については、別欄として記載し、その発生理由を付記してください。

欄		記載要領	注意事項
「受取配当等の額の明細」の各欄	「左のうち益金の額に算入される金額21」、 「左のうち益金の額に算入される金額24」、 「特例非支配目的株式等に係る配当等の額31」及び「左記以外の株式等に係る配当等の額32」	法第81条の4第2項（措置法第68条の103第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みません。）並びに措置法令第39条の124の5第1項及び第2項（（保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例）並びに第39条の124の6第1項及び第2項（（協同組合等が有する普通出資に係る受取配当等の益金不算入の特例）又は法第81条の4第3項の規定により計算した金額を記載します。	法第81条の4第2項並びに措置法令第39条の124の5第1項及び第2項並びに第39条の124の6第1項及び第2項の規定により計算した金額については、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
	「本店の所在地26」	措置法第67条の6第1項（（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）に規定する特定株式投資信託の収益の分配がある場合の当該特定株式投資信託については、「26」に「特定株式投信」と記載します。 このとき、「基準日27」及び「保有割合28」は記載を要しません。	
	「保有割合28」	法第81条の4第7項に規定する他の内国法人から受ける同条第1項に規定する配当等の額の支払に係る基準日において有する当該他の内国法人の株式又は出資のうち令第155条の10の2第2項（（非支配目的株式等の範囲）に規定する短期保有株式等がある場合には、当該短期保有株式等を有していないものとして記載します。	
	「特例非支配目的株式等に係る配当等の額29」、 「特例非支配目的株式等に係る配当等の額31」及び「特例非支配目的株式等に係る配当等の額 ⁽²⁹⁾ － ⁽³¹⁾ 33」の各欄	措置法第68条の104（（保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例）の規定の適用を受ける配当等について記載します。	

4 根拠条文

法81の4、平成19年改正前の法81の4、平成19年改正法附則34、令155の7～155の11、規則8の4、8の5の2、措置法68の103、68の104、措置法令39の124の4～39の124の6